

■ 11月1日～30日 新島・式根島の航路と発着時間

1～30日【ジェット船】
運航日：9,16,22,30日

1～30日【大型船】
下り運休：1,22日を除く毎週木曜日,21日
上り運休：2,23日を除く毎週金曜日,22日

東京便	下り	上り
東京	午前 8:30 発	
新島	午前 11:20 着 午前 11:25 発	午後 1:25 着 午後 1:30 発
式根島	午前 11:40 着	午後 1:15 発
東京		午後 4:25 着

東京便	下り	上り
東京	午後 10:00 発	
新島	午前 8:35 着 午前 8:45 発	午前 11:45 着 午前 11:55 発
式根島	午前 9:05 着	午前 11:20 着 午前 11:25 発
東京		午後 7:00 着 土日 7:45 着

【神新汽船】下田行き：毎週水曜日運休

下田便	日・火・金	月・木・土
下田	午前 9:20 発	午前 9:20 発
新島	午後 12:00 着 午後 12:15 発	午後 1:20 着 午後 1:40 発
式根島	午後 12:35 着 午後 12:50 発	午後 12:50 着 午後 1:00 発
下田	午後 4:20 着	午後 4:20 着



問い合わせ：東海汽船・新島 ☎ 5-0187 式根島 ☎ 7-0357

女性の権利強化週間

■ 全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間について

期間
11月12日(月)～18日(日)
までの7日間
時間 月～金曜
午前8時30分～午後7時まで
土・日曜
午前10時～午後5時まで
開設場所

東京法務局人権擁護部
電話番号
「女性の権利ホットライン」

☎ 0570(070)810
(全国共通)

相談担当者
人権擁護委員

お問い合わせ
東京法務局
および法務局職員

☎ 03(5213)1234
人権擁護部第三課

内線2516

東京都島嶼町村一部事務組合からのお知らせ

大島一般廃棄物管理型最終処分場見学会

とき 11月20日(土)
午後2時～(1時間程度)
場所 大島町差木地内
募集人員 20名(現地集合が可能
な個人または団体)
申込方法 11月15日(木)午後
5時までに電話申込(先着順)
問い合わせ・申込先
東京都島嶼町村一部事務組合
河野・鈴木
☎ 03(3432)4961

裁判員制度

候補者名簿記載通知について

▼裁判員候補者名簿ができるまで
裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に、全国の地方裁判所で作成されます。

▼裁判員候補者名簿

記載通知について

平成25年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬頃に名簿に記載されたことの通知(名簿記載通知)をお送りします。この通知は、来年2月頃から平成26年2月頃までの間に裁判所にお越し頂き、裁判

員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。この段階では、まだ具体的な事件の裁判候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越し頂く必要はありません。

また、名簿記載通知と併せて調査票をお送りします。この調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、調査票の回答の内容により、1年を通じて明らかに辞退が認められる場合等には裁判所にお越し頂くことのないようにして、裁判員候補者の方々の負担を軽減するために、お送りするものですので、お尋ねする項目に当てはまらない方は、返送していただく必要はありません。

辞退の申し出が出来る時期や期間等に何らの制限を設けていないわけではありません。この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた際にお送りする質問票で辞退を申し出てください。また、または裁判の当日(選任手続時)に辞退を申し出てください。このことも可能です。

裁判員制度にご理解、ご協力をお願いします。

新島村文化協会からのお知らせ

平成24年度第18回新島村文化祭の実施について

新島の皆さんの作品を数多く展示します。どうぞお誘い合わせの上、お越し下さい。

とき 11月2日(金)、3日(土)
午前9時～午後4時
4日(日)
午前9時～午後2時
場所 新島村住民センター
主催 新島村文化協会
後援 新島村教育委員会

医療従事者の皆さんへ

医療従事者の届出について

医師法等の規定により12月31日現在の届け出が必要です。
概要 医師・歯科医師・薬剤師の方は届出を。保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士の方は業務従事者届けを提出して下さい。

締切 1月15日まで
提出場所 保健所
(届出用紙は都内保健所で配布。)

問い合わせ

○薬剤師以外の方
福祉保健局医療人材課
☎ 03(5320)4434
○薬剤師の方
福祉保健局薬務課
☎ 02(5320)4503

農業委員会からお知らせ

人・農地プラン

農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など「人と農地の問題」を解決できるよう、国は平成24年度から、就農者の増加や農地の集積に対して応援する事業をスタートさせます。

各市町村が取りまとめ役となり、「人・農地プラン」という「未来の設計図」を作成し、そのプランに位置づけられることにより、様々な支援を受けられるようになります。まずは、この国による支援の対象となる方を臨時募集致しますので、希望される方はご相談ください。

▼人・農地プランのメリット

①青年就農給付金（経営開始型）150万円／年（最長5年間）

【給付条件】

- ・原則として45歳未満で独立自営就農する方
- ※親元就農であっても給付対象となる場合があります。
- ・新島村の「人・農地プラン」に位置づけられている方
- ・就労後の総所得（本給付金以外）が250万円未満の方
- ②スーパー資金の当初5年間無利子化（認定農業者）

申請してすぐに給付が受けられるわけではありません。プラン作成、給付該当者のプランへの位置づけ等、様々な手続きに時間がかかりますので、余裕をもって、まずは担当課にご相談ください。

産業観光課農業水産係

☎(5)0284

民生課からのお知らせ

不法投棄は犯罪です!!

▲たくさんの洗剤ボトル



以前から何度もお知らせしていますが、ごみを山の中や他人の土地に不法に捨てる人が後を絶ちません。

今回は、地域休養施設の駐車場横のヤブの中で、不法投棄されたごみを発見しました。

住民の皆様や観光客の方々が利用する施設の敷地内に、ごみを捨てるという非常識な人がいます。

きちんと分別を守り、法律に従って処理をしている方が、迷惑をしています。出し方の分からないごみについては、役場民生課民生係へお問い合わせください。

▼不法投棄とは…

不法投棄とは「廃棄物をみだりに捨てること」です。不法投棄は重大な犯罪です。不法投棄をした者には、5年以下の懲役と1千万円以下の罰金が待っています。

問い合わせ

民生課民生係 ☎(5)0243



▶洗剤ボトルが捨てられていた付近には他にもたくさんのごみが投棄されていた

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されます

国民年金保険料は、全額が確定申告や年末調整の社会保険料

控除の対象です。

確定申告等で社会保険料控除の申告をする際には、納付した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要です。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合にも、納付した方が、社会保険料控除として申告することができます。

このため、9月30日までに納付した国民年金保険料額を証明した控除証明書「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に送付されます。

年末調整、確定申告の手続きの際には、この証明書(または領収証書)が必要となりますので、大切に保管してください。

問い合わせ

控除証明専門ダイヤル ☎0570(070)117

(平成25年3月15日まで)

報告します

若郷振興協議会お祭用品の購入について

(財)自治総合センターが実施する平成24年度コミュニティ助成金(一般コミュニティ事業)を活用し、若郷振興協議会が地域行事の活性化を目的にお祭り用品(テント、法被、綿あめ機

など)を購入しました。今後、様々な地域行事で利用されます。



税政係からのお知らせ

法人・個人事業主の方へ

芝税務署による年末調整等説明会を行います。
とき 11月26日(月)
午後1時30分～4時

場所 住民センター1階会議室
○年末調整をしない場合でも、給与の支払額が50万円を超える場合は、税務署に「給与所得の源泉徴収票」を提出することになっていきます。また、支払額に関係なく、給与の支払を受ける人には源泉徴収票を交付し、市区町村には「給与支払報告書」を提出しなければなりません。用紙の必要な方・ご質問のある方は、ぜひこの機会にご来場ください。

問い合わせ

企画財政課税政係
☎(5)0240内線113